

文化コンベンション施設に係る管理運営の方針

<報告書>

平成 29 年 6 月

文化コンベンション施設整備室

本書の位置づけ

「都心部まちづくり構想」における交流拠点としての考え方、「文化振興ビジョン」における文化芸術の創造発信拠点としての考え方、「観光戦略プラン」における MICE（※1）の推進拠点としての考え方、また、本市における公共施設等の管理に関する考え方など、各分野の計画のうち本施設に関する基本的な考え方を整理し、報告書として取りまとめ、管理運営の方針とします。

今後、この方針に沿って、条例や規則の制定、運営マニュアルの整備、開館記念事業の開催等に向けた準備を進めていきます。

<目次>

I	管理運営理念	2
II	各施設における取組み	4
III	事業展開	7
IV	運営体制	9
V	施設管理	13
VI	広報活動	19
VII	収支計画	22

（※1）MICE・・・

企業等の会議（Meeting）、企業等の行う報奨・研修旅行（Incentive Travel）、団体、学会等が行う会議（Convention/Congress）、展示会・見本市、イベント（Exhibition/Event）の頭文字を取ったもので、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベント等の総称。

I 管理運営理念

1 管理運営理念

各種計画等の趣旨や前述の位置づけを踏まえ、新施設の管理運営理念を、『新たな出会い、発見、価値を創出し、姫路の魅力の向上と都市の活力を生み出す交流拠点』とします。

2 基本方針

「文化・コンベンションエリア基本計画」に掲げた管理運営の基本方針（※2）の内容を踏まえ、この管理運営理念を推進するための基本方針を、次のとおり定めます。

(1) まちに賑わいと感動を創出

本市が設置する文化コンベンション施設が、文化・交流施設とコンベンション・展示施設が持つ複数の機能で構成された複合施設である強みを活かし、地域の活性化に資する様々な催事を開催することで、新たな出会いや発見の機会を提供し、まちに賑わいと人々の交流から生まれる感動を創出します。

(2) 文化芸術による市民文化の振興と都市魅力の創造・発信

既存の取組みに加え、市民が文化芸術を享受し交流できる機会を創出し、市民の創造的活動の支援、文化芸術の担い手育成等を図ることで、市民文化を振興するとともに、都市魅力を創造、発信します。

(3) MICE推進による都市成長力の強化

本市及び播磨圏域の産学公が、国内外を問わずネットワークを構築できる環境づくりをすることで、イノベーション（※3）や新たなビジネス機会を創出するとともに、地域の活性化と本市のブランドイメージ向上による都市の成長を推し進めます。

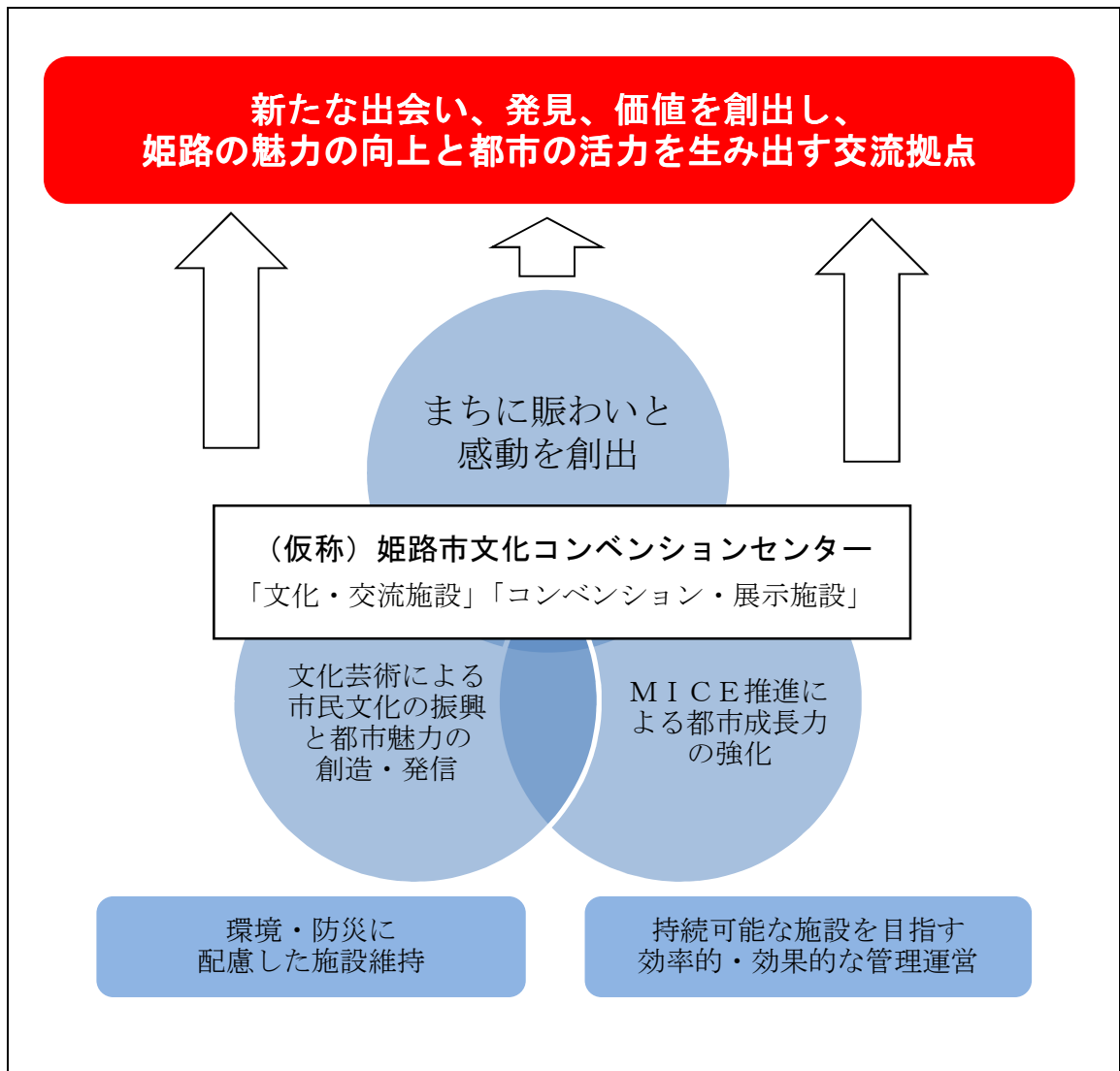
(4) 環境・防災に配慮した施設維持

CO₂削減や省エネルギーに配慮した施設の運営を図るとともに、廃棄物の抑制にも努めます。また、帰宅困難者受け入れ機能や災害用応援物資集積拠点機能等の防災機能を果たすことのできる運営体制を構築します。

(5) 持続可能な施設を目指す効率的・効果的な管理運営

指定管理者制度を活用するとともに、複合施設を一体的かつ効率的に管理運営することで、全体的な経費の削減及び支出の最適化を図り、持続可能な施設運営を目指します。

<管理運営理念を推進するための基本方針概念図>



3 施設名称

(仮称) 姫路市文化コンベンションセンター

施設名称については、文化・コンベンションエリア基本計画等に掲げる基本方針等を踏まえ、わかりやすさを考慮し、決定します。

また、施設名称とは別に、愛称やネーミングライツについても検討します。

(※2) 文化・コンベンションエリア基本計画 管理運営の基本方針・・・

- (1)本市におけるMICEの取組みを強化する事業展開
- (2)市民の文化創造・育成、発信に寄与する事業展開
- (3)気軽に利用できる市民に開かれた施設運営
- (4)多様なニーズに対応した市民主体の施設運営
- (5)環境や安全・安心に配慮した施設の維持
- (6)サービスの向上と効率化を目指した管理運営体制の構築

(※3) イノベーション・・・

新しく採り入れたもの、革新したもの、新機軸、新制度

II 各施設における取組み

1 施設全体の概要

(仮称) 姫路市文化コンベンションセンター（以下、「本センター」という。）は、JR姫路駅や世界遺産姫路城からの良好なアクセスに加え、ホール機能や市民交流機能を備えた文化・交流施設と、会議機能や展示機能を備えたコンベンション・展示施設という異なる機能を持った複合施設です。さらに、この2つの施設を連携させることによって、催事の種類の種類や規模が広がるなど、他の施設にない新たな魅力を創出することができます。

この魅力を全国に発信し、知名度を高めていくとともに、西日本を代表する交流拠点を目指します。

<施設の規模>

文化・交流施設	
大ホール	約 2,000 席
中ホール	約 700 席
小ホール	約 180 席
リハーサル室	約 290 m ²
音楽演劇練習場	大 1 室、中 2 室、小 3 室
コンベンション・展示施設	
会議室	約 690 m ² (3 区分に分割可能)、約 80 m ² ×5 室、約 40 m ² ×2 室
展示場	約 4,000 m ² (3 区分に分割可能)
屋外展示場	約 1,600 m ²

※今後の設計により変更になることがあります。

2 文化・交流施設の役割

文化・交流施設では、文化芸術の創造・発信拠点として、より多くの人々が文化芸術を享受し、交流できる場を創出するとともに、既存施設における取組みを継承発展させます。

(1) 大ホール

大ホールでは、播磨の文化芸術の拠点として、国内外のクラシックコンサートや著名なアーティストによるポピュラーコンサート、吹奏楽等のコンクールや大会、多人数が参加する演奏会など、質の高い音楽公演や多様なジャンルにおける集客性の高い催事等、幅広い世代の人々に対して鑑賞、体験の機会を提供することで、都市の魅力を創造、発信します。

また、多くの市民が参加する市民発表会や講演会等を開催することで、市民の相互交流の場としての活用を図ります。

(2) 中ホール

中ホールでは、質の高い演劇公演のほか、室内楽などの中小規模の音楽公演や各種式典、講演会など様々なジャンルの催事を開催するとともに、市民や文化芸術団体等による発表会など、市民の文化芸術活動の推進に寄与します。

(3) 小ホール

個人や文化芸術団体による発表会・小規模コンサートなど、市民に幅広く、気軽に利用してもらうことで市民の創造活動を支援するほか、ワークショップや体験教室、親子での体験プログラム等の実施により、文化芸術の担い手育成や交流機会の創出に寄与します。

(4) 音楽演劇練習場

演劇やダンス、太鼓、器楽・声楽・軽音楽等の練習、利用者向け講習会など、市民の音楽・演劇活動の支援や活性化に寄与します。

<文化・交流施設で想定される催事等（例）>

大ホール	<ul style="list-style-type: none">・プロモーターが企画する大型公演・吹奏楽や合唱等の全国大会レベルのコンクール・若者向けのポップスコンサート・オーケストラによる大規模なクラシックコンサート、バレエ・歌舞伎等の古典芸能・大規模な式典、講演会 など
中ホール	<ul style="list-style-type: none">・演劇、ダンス、パフォーマンス、軽音楽ライブ・小規模の吹奏楽、合唱、室内楽・文化芸術団体による発表会 など
小ホール	<ul style="list-style-type: none">・個人、文化芸術団体による発表会、小規模コンサート・小規模劇団による公演・ワークショップ、体験教室・親子での文化芸術体験プログラム など
音楽演劇練習場	<ul style="list-style-type: none">・市民による演劇、ダンス、器楽、声楽、軽音楽、和太鼓等の練習・音楽や演劇、ダンス等に関する講習会、セミナー など

3 コンベンション・展示施設の役割

コンベンション・展示施設では、交流と観光をセットにした都市・地域成長戦略として、MICE推進による地域の国際化、活性化を図るまちづくりに対応するとともに、播磨の連携中枢都市として、「ものづくり力の強化」「ブランド育成強化」「交流人口の増加」を促進します。

また、これまで誘致することができなかつた一定規模以上のMICEの開催が可能な施設機能を活かし、更なるMICEの推進を強力に進めます。

(1) 会議室

会議室では、経済波及効果の高い国際会議や学会、大会等の開催を通じて地域の活性化を図るほか、参加者の交流から生み出されるイノベーションや新たなビジネス機会を提供します。

(2) 展示場

展示場では、産業展示会や見本市、各種イベント等の開催を通じて、市内外からの多くの人の流れを誘発し、まちにふれあいと賑わいを創出することで、地域産業を活性化させ、都市の活力を生み出す集客施設としての機能を提供します。

また、併設する屋外展示場を、交流や賑わいをつくりだすエリアとして活用することにより、催事の内容に柔軟に対応した運営を行います。

<コンベンション・展示施設で想定される催事等（例）>

会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・国際会議や学会、講演会等の会議 ・各種研修会 ・各種試験 <p style="text-align: right;">など</p>
展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・商談型展示会や食・農・物産等の展示会 ・記念式典や株主総会、入学式、卒業式等の大会 ・就職、進学説明会等のセミナー ・コンサート、展覧会等の興行イベント <p style="text-align: right;">など</p>
屋外展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・展示場と連動したイベント ・フリーマーケット <p style="text-align: right;">など</p>

4 施設の連携活用による新たな魅力の創出

文化・交流施設、コンベンション・展示施設のそれぞれの本来の用途を十二分に活用するとともに、催事の内容によって施設を有機的に連携・連動させることで、新たな魅力を創出します。

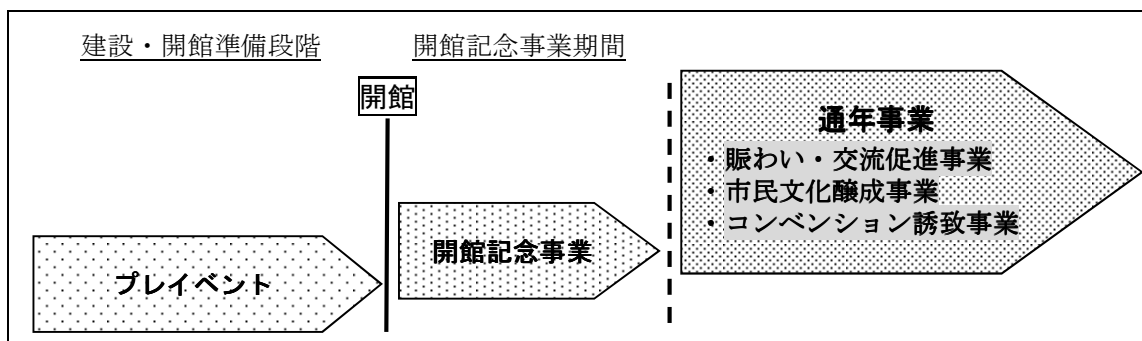
<施設全体を活用した大規模な催事（例）>

文化・交流施設	コンベンション・展示施設
ポピュラーコンサート（大ホール）	アーティスト写真展示会（展示場）
楽器体験ワークショップ（音楽演劇練習場）	市民音楽フェスティバル（展示場）
学会等の総会（大ホール）	分科会の開催（会議室）
就活生向けセミナー（中ホール）	就職説明会（展示場）

Ⅲ 事業展開

開館前のプレイベント、開館記念事業、開館後の通年事業を、計画的に展開します。

<事業の進め方（イメージ図）>



1 プレイベント

プレイベントにおいては、「音楽のまち・ひめじ」を目指す継続事業の取組みや、既存施設と連携した一体性のある事業、開館後の事業誘致に繋がるイベント等を実施することで、本センターへの期待感を高揚させます。

また、舞台設備や備品の内容、動線の把握等のため、プレイベントを通じてスタッフの習熟に努めます。

<プレイベントの主旨（例）>

- ・新施設の期待感高揚
 - ・新施設に対する理解促進
 - ・シミュレーションによる運営ノウハウの蓄積
- など

2 開館記念事業（こけら落とし）

開館記念事業においては、本市及び本センターの知名度を向上させるとともに、本センターのポテンシャルを全国に対し強力に訴えることの出来る絶好の機会と捉え、全国に向けて本センターのPRとなるグランドオープンにふさわしい事業を実施します。また、本センターが持つ機能を活かした多様な利用シーンを提示・提案します。

<開館記念事業の主旨（例）>

- ・新施設の誕生を祝い、市民等にお披露目する機会
 - ・新施設の基本理念や基本方針、文化施策等の方向性の提示
 - ・新施設の利用例示による利用促進
- など

3 通年事業

通年事業においては、本センターの基本方針や事業展開の方向性を踏まえ、本センターの理念を実現するための事業を実施し、施設を特徴づける大型催事の計画的な誘

致営業を行います。また、本市の文化、MICEの推進を通じて、地域の文化的価値の創出や交流人口の増加を図るとともに、まちの賑わいづくりに寄与し、西日本を代表する交流拠点を目指します。

(1) 賑わい・交流促進事業

指定管理者が、賑わいと人々の交流を生み出すため、単なる貸出業務に留まらず、事業内容への提案、助言を行う体制づくりのもと、積極的な誘致営業を行います。

特に、大ホールや展示場、会議室においては、人々の相互交流や本市の魅力向上のため、MICEの推進や地域産業の活性化、賑わいの創出に繋がるイベント等を誘致します。

また、指定管理者からの多彩な提案により、本市と一体となって賑わいや交流人口を増加させる事業を実施することで、本市の都市魅力の創造・発信に寄与します。

(2) 市民文化醸成事業

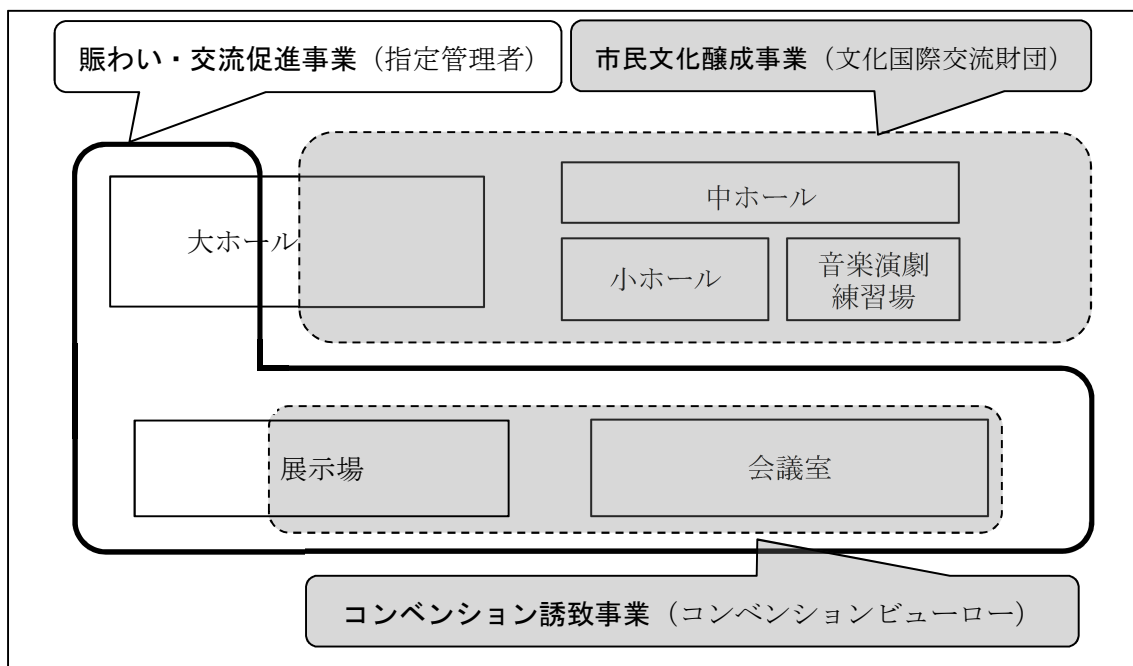
(公財) 姫路市文化国際交流財団が中心となり、これまで姫路市文化センターで同財団が担ってきた市民文化振興の取組みを継承・発展させた事業を実施します。

また、姫路市文化振興ビジョンに掲げる施策の実現に向けて、文化芸術の担い手育成に繋がる普及・育成事業のほか、文化芸術に関する創造活動支援、交流機会の創出、情報収集・発信等の事業を行い、個性と魅力ある市民文化の醸成を図ります。

(3) コンベンション誘致事業

(公社) 姫路観光コンベンションビューローを中心に、指定管理者と連携しながら、本センターのスケールメリット等を活かしコンベンションを誘致することで、イノベーションや新たなビジネス機会を創出し、本市の都市成長力の強化に寄与します。

<主な施設別事業主体（イメージ図）>



IV 運営体制

1 管理運営手法

(1) 本市における公の施設の管理運営形態の考え方

本市では、姫路市指定管理者制度導入基本方針において、施設の性格、設置目的また政策的な見地、業務の特殊性や専門性などの観点から、施設の管理運営形態の最適化を図ることとしています。

(2) 各施設の特性

本センターでは、次のとおり、各施設の管理運営に求められる特性がそれぞれ異なります。市内の既存施設や設備の状況から実施が困難とされた催事や、文化・交流施設とコンベンション・展示施設が連携した催事等の展開も目指します。

<各施設の特性>

施設		管理運営に求められる特性	
（仮称） 姫路市文化 コンベンション センター	文化 ・ 交流施設	大ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・播磨の文化芸術の拠点として多様なジャンルにおける集客性の高い公演等の開催 ・一流アーティストや質の高い舞台芸術の招へい等をはじめ、様々な文化芸術事業を継続的に展開していくための、専門的な知識・経験や誘致能力
		<ul style="list-style-type: none"> ・中ホール ・小ホール ・音楽演劇練習場 	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術団体による発表会など、市民の文化活動の推進 ・市民の創造活動の支援など、市と緊密な連携による公益の増進
	コンベンション ・ 展示施設	会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・都市・地域成長戦略としてMICE推進による地域の国際化、活性化
		展示場	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な展示会や会議等を誘致するため、国際会議・学会、展示会やイベント等の総合運営サービスを提供する事業者などとの強力な誘致能力やネットワーク

(3) 最適な管理運営形態

各施設の特性を踏まえ、本センターの指定管理者を民間事業者とすることで、より専門性のある民間のノウハウを活用し、市民サービスの質の向上や施設の効果的な管理運営が期待できます。

指定管理者に施設全体を一体的に管理させることによって、建物維持管理や組織体制面などにおいても、効率的な運営が可能となり、複合施設としての効用を最大限発揮することが期待できます。

また、指定管理者にインセンティブを付与することで、施設利用率の向上が期待できることから、公の施設の使用料を指定管理者の収入として収受させる利用料金制を採用します。

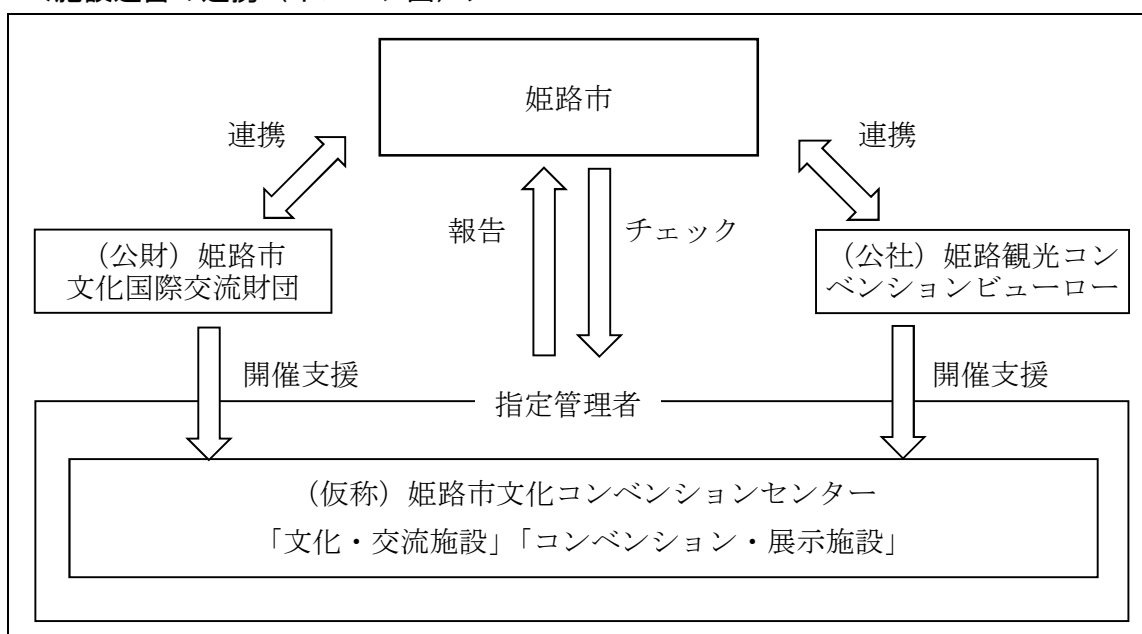
(4) 施設運営に係る関係団体との連携

市の重要施策である文化芸術の振興については、長年文化センターの管理運営を担ってきた（公財）姫路市文化国際交流財団が、市民や文化団体とのネットワークを活かしつつ、市民文化活動のマネジメントやプロデュースなどを支援することが効果的と考えられます。

MICEを推進するためには、これまで本市と連携しコンベンションの誘致及び開催支援などを展開してきた（公社）姫路観光コンベンションビューローとの連携が必要不可欠であり、誘致活動における情報交換等の調整を図ることが効果的と考えられます。

これまで継続的に事業を担ってきた（公財）姫路市文化国際交流財団、（公社）姫路観光コンベンションビューローと指定管理者である民間事業者がそれぞれのノウハウや強みを活かしながら各種事業の展開や管理運営の充実を図ります。

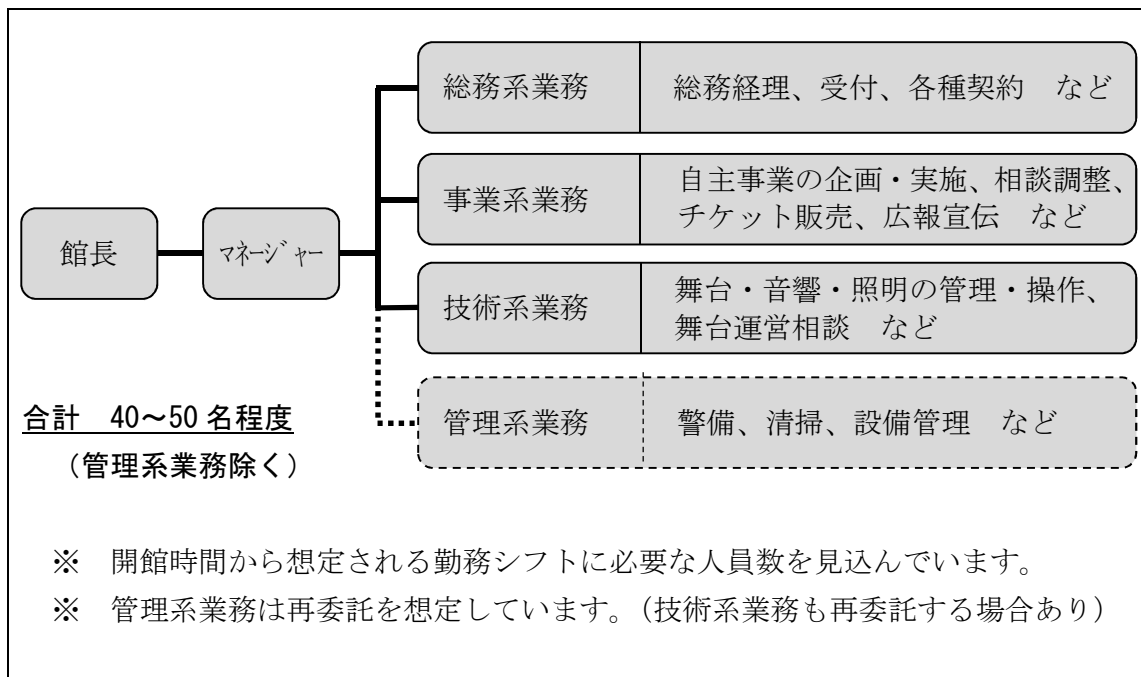
<施設運営の連携（イメージ図）>



2 組織体制

管理運営の手法を踏まえ、指定管理者における施設管理や運営企画等の各担当セクションの想定のほか、施設の規模に適った人員体制や専門スタッフの配置等を進め、各種事業の充実を図ります。

<指定管理者の組織体制（イメージ図）>



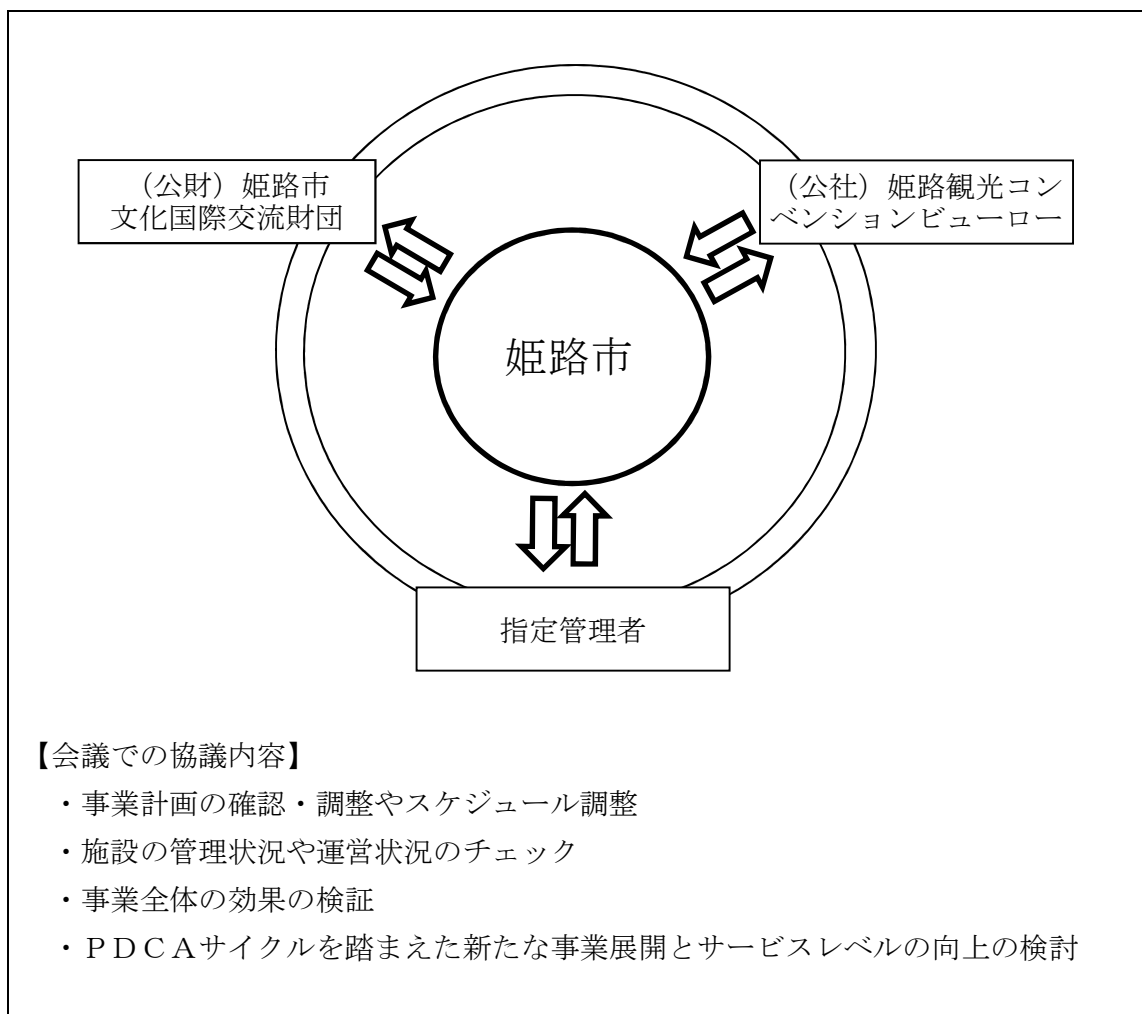
<他都市施設の状況>

	施設	人員体制	備考
文化ホール	A	31名 (指定管理者 (非公募) : 財団) 舞台技術は一部委託 (6名)	大・小ホール、スタジオ
	B	40名 (指定管理者 (公募)) 設備、警備、清掃含む	大・小ホール、展示室、多目的室、練習室
	C	52名 (指定管理者 (非公募) : 財団) 公共団体からの派遣職員あり	大・中・小ホール、リハーサル室、練習室
MICE施設	D	20名 (指定管理者 (公募)) 舞台技術は委託	展示場 (大・中・小)、会議場、会議室
	E	16名 (指定管理者 (公募)) 設備、警備、清掃含む	展示場、小展示室 研修室、会議室
	F	8名 (指定管理者 (公募)) 警備、設備保守、清掃、植栽は委託	展示場 (大・中・小)、国際会議場、会議室

3 事業効果の検証

本市における文化芸術やMICEの拠点として事業を検証評価し、さらに事業を発展させていくため、姫路市、(公財) 姫路市文化国際交流財団、(公社) 姫路観光コンベンションビューロー、指定管理者の四者による(仮称) 姫路市文化コンベンションセンター運営会議を開催します。会議では、事業計画の確認、事業全体の効果の検証、PDCAサイクルを踏まえた新たな事業展開等を協議・検討します。

< (仮称) 姫路市文化コンベンションセンター運営会議 (イメージ図) >



V 施設管理

1 使用ルール

本センターは、市民の文化芸術の拠点であると同時に、各種コンベンションや催事などの利用が想定されるため、利便性や柔軟性のある使用ルールとします。

<使用ルールの考え方>

検討項目	考え方	現行
開館時間	市内既存施設及び他都市の類似施設の規定を参考に、利用状況や管理経費を勘案 (時間外の利用希望に対する対応も検討)	文化センター、 音楽演劇練習場 ：9：00～22：00
休館日	・市内既存施設及び他都市の類似施設の規定を参考に、利用状況や管理経費を勘案 ・施設の安全・安心のための施設点検日を設置	文化センター ：12/29～1/3 音楽演劇練習場 ：12/28～1/3、火
使用区分	大・中・小ホールは、現文化センターの規定を基本として検討	3区分 (午前/午後/夜間)
	音楽演劇練習場は、現練習場の利用実態を踏まえ、時間単位の利用について検討	3区分 (午前/午後/夜間)
	会議室は、市内他施設や他都市事例及び利用形態を勘案	—
	展示場は、他都市事例や利用形態を勘案	—
使用許可申請の方法	大・中・小ホールは、現文化センターの運用を基に、会議室及び展示場は他都市事例や利用形態を勘案し、適切な方法を検討	文化センター ：舞台動作等の内容を確認の上、窓口で受付
	音楽演劇練習場は、窓口での申し込みだけでなく、公共施設予約システム等による申請方法の導入についても検討	音楽演劇練習場 ：公共施設予約システムを導入
申請受付期間	・市内既存施設及び他都市の類似施設の規定を参考に検討 ・大規模なコンベンションや催事など本市の文化、MICE施策に寄与するもの等は柔軟に対応できる方法も検討	文化センター ：11ヶ月前
	音楽演劇練習場は、現練習場の規定や他都市事例を参考に検討するほか、ホールや展示場と一体的に利用する場合の対応についても検討	音楽演劇練習場 ：1ヶ月前

2 使用料・減免

(1) 使用料

公の施設における使用料は、無料で使用できる施設もあるものの、施設の公平な利用や利用者の便益を確保するなどの観点から、地方自治法第 225 条(※4、5)では、施設利用の受益者負担として、条例の定めるところにより徴収することができるかとされています。

① 使用料算定の考え方

使用料を徴収しない場合、施設の維持管理等に要する費用は、公費（税金）で賄うこととなり、施設を利用しない方にも費用の負担を課すこととなります。

そのため、施設利用者（主催者）と利用しない人との負担の公平化を図るため、施設利用者（主催者）に一定の受益者負担を求めるものとします。

使用料については、**収支バランスの他、近隣施設や同規模施設等の使用料及び現行使用料（文化センター、音楽演劇練習場）を総合的に勘案し設定**します。

② 使用料の算定

算定方法を明確にするため、次の項目について検討し、一定の算定ルールを設けます。

<使用料算定の考え方>

項目	考え方
曜日区分	「平日」と「土曜・日曜・休日」の2区分を基本とし、区分間における単価差を検討
利用時間区分	利用頻度や施設運営上の負担などを考慮し、利用時間帯における単価差を検討
割増・割引	以下の項目について、割増率及び割引率を検討 【割増】 ・入場料等を徴収する場合 ・営利・営業目的で使用する場合 ・冷暖房を使用する場合 など 【割引】 ・リハーサル、準備、練習に使用する場合 ・大ホールにおける階数を制限して利用する場合 (1階席のみの使用等) など

(※4) 地方自治法第 225 条・・・

普通地方公共団体は、公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

(※5) 地方自治法逐条解説（抜粋）・・・

使用料は、その行政財産又は公の施設の維持管理費又は減価償却費に充てられるべきもので公営企業を除く一般の公共用財産は収益を目的とするものではないから、当該財産又は公の施設につき必要とする経費を賄うに足ることをもって限度とすると考えるべきであろう。

(2) 減免

受益者に応分の負担を求めるという原則に基づき、施設の使用料を設定しますが、団体活動への支援等、市の政策的な観点から特例的に使用料を減額・免除する場合があります。

本センターにおける減免については、市内の既存施設や他都市の施設の規程を参考に、公益的な利用に対する支援などの考え方を整理し、検討するものとします。

<現姫路市文化センター 減免規程>

内容	割合
市が使用するとき	全額
学校教育法第1条に規定する市内の学校が使用するとき	5割
公益上有益と認めて市が使用者と共同して使用するとき	5割
公益上有益と認めて市が後援使用するとき	3割
その他、市長が特に必要と認めるとき	—

3 サービスの提供

新たな交流拠点にふさわしい、市民が立ち寄りたくなる施設、利用しやすい施設となるよう、サービスの提供内容について検討します。

<提供するサービス（例）>

サービス例	内容	
インフォメーション、受付の一元化	分かりやすい案内、情報の正確な伝達や手続きの簡素化を図るため、文化・交流施設とコンベンション・展示施設のインフォメーション及び受付を一元化	
カフェ等	展示場や各ホールのホワイエ、会議室などと連携したドリンクサービスなど、一般来場者に対する幅広いサービスの提供 ※ 本市の他施設や他都市事例から、収支面において運営が困難なケースもあるため、安定した運営方策についても検討が必要	
その他諸サービス	キッズスペース、授乳室	子どもが自由に遊べるスペースとしての活用や、催事開催時における利用者（主催者）による託児サービスの提供
	市民サロン	市民が気軽に利用できるスペースの提供

4 附帯施設等との連携

本センターの管理運営に併せ、施設内外の附帯施設等を活用することにより、本センターとしての付加価値が高まり、広範囲での賑わい創出が期待できるため、附帯施設等と連携した管理運営について検討します。

<附帯施設等との連携（例）>

附帯施設等	内容
屋外展示場	<ul style="list-style-type: none">・屋内の展示場との連携利用や屋外空間を活かした催事など、多様な空間利用の検討・賑わいの創出に加え、市民の憩いの空間となる、様々な利用シーンの演出
1号公園等	姫路駅からの歩行者動線や本センターの前庭として、施設との連携により人の交流と賑わいが生まれるよう、施設との一体的な管理を図りながら、動線上での広報宣伝等による魅力ある歩行者空間の創出
駐車場	<ul style="list-style-type: none">・周辺道路の交通環境への配慮や、中心市街地活性化の観点から公共交通機関による来場を推奨し、本センターの利用者のための施設として、400台の駐車場を設置・施設利用者以外の駐車によって駐車機能が阻害されることが懸念されるため、有料を検討・（仮称）県立はりま姫路総合医療センター等が隣接する予定であることから、兵庫県と連携し、両施設の駐車場の効率的な運営方法についても検討

5 危機管理・安全対策

本センターは不特定多数の人が市内外から訪れる施設であるため、利用者(主催者)が安心して使用できる良好な環境を維持するため、定期的なメンテナンスを行うとともに、有事の際を想定した危機管理、安全対策に努めます。

<施設・設備の日常点検、保守点検業務(例)>

業務	内容
建築物の保守管理	安全に施設を利用できるよう、建物の劣化進行度や修繕に必要な部位の抽出
建築設備の保守管理	故障なく設備を利用できるよう、空調設備や電気設備の定期的な点検の実施
舞台関連設備の保守管理	定期的な保守点検と日常的な安全指導の実施
備品の保守管理	常に使いやすい状態を維持するために、定期的にメンテナンスや交換が必要な備品の抽出
清掃管理	利用者が快適に過ごせる環境を維持できるよう、ごみの分別や設備劣化の予防

<災害対策(例)>

対策	内容
地域防災計画への位置づけ	大規模な災害時や緊急時における、帰宅困難者受け入れ機能や緊急物資集積機能の防災機能の具備
危機管理マニュアル・事業継続計画(BCP)の作成	有事に備え、災害など緊急事態発生時の対応を定めた危機管理マニュアル及び事業継続計画(BCP)の策定
避難訓練の実施	緊急時の体制等を確認し有事の際の的確な対応に繋がれるよう、実際の災害を想定した避難訓練の実施

<リスクマネジメント対策(例)>

対策	内容
個人情報管理	<ul style="list-style-type: none"> ・スタッフに個人情報の重要性について認識させ、その適切な取扱いと対応を徹底させるための、個人情報に関する定期的な研修等の実施 ・個人情報を取り扱う情報システムへの不正アクセス対策など、情報管理の強化
利用者への危機管理指導	事前打合せ等による、施設利用者に対する危機管理指導
著作権の保護	著作物について、著作権法をはじめとする関係法令その他の規則を遵守し、適正な取扱いを徹底

6 施設等の保全計画

本センターの利用者等に対して、快適な環境を維持し、提供するため、施設及び設備の日常清掃等を実施するとともに、必要な修繕を行います。

また、ライフサイクルコストを意識しつつ、アセットマネジメントの考え方や予防保全の観点から、長期的に施設や設備を維持していくため、計画的な大規模改修を検討し、施設の長寿命化を図るとともに、維持管理費を縮減する取り組みを進め、施設等の効果的な保全に努めます。

併せて、ピアノ等の高額な備品についても適切な保守管理を行い、計画的な更新に努めます。

VI 広報活動

1 広報活動の方向性

多くの人に本センターを利用していただくと同時に、持続可能な運営という観点から、本センターの広報宣伝を積極的に行うことで、取組みへの理解や知名度の向上を図るため、以下の方向性に基づき、広報活動を進めます。

(1) 施設の認知度向上

市内外に向けて本センターをPRし、利用者の期待感を向上させるため、施設の認知度を高める広報宣伝を実施します。

(2) 施設イメージの形成と利用促進

各種広報宣伝を通じて施設のイメージ形成を進め、本センターのコンセプトや目指すべき方向性を示すことで、各施設の利用促進を図ります。

(3) 基本方針を実現する催事の誘致

広報宣伝活動の一環として、本センターの基本方針を実現する催事や、複合施設としての強みを活かすことの出来る催事を誘致するための営業活動を行います。

2 広報活動の手法

上記の方向性に基づき、多くの市民に的確に情報を届けられるよう、費用対効果を十分に考慮しながら、有効な手法を検討します。また、継続的に情報収集・検討を行うことで、時代のニーズに合った、より効果的な情報発信が出来るよう、新たな手法の検討に努めます。

<広報活動の手法（例）>

手法	目的	内容
催事誘致営業	<ul style="list-style-type: none">基本方針を実現する催事誘致学会及びM I C Eの誘致大型催事の誘致	<ul style="list-style-type: none">担当者による営業活動誘致する催事の戦略的な検討展示会等への出展
新聞各紙、市広報媒体による情報発信	<ul style="list-style-type: none">本センターの整備内容の周知	<ul style="list-style-type: none">整備、開館スケジュール等に係る情報提供イベント、開館記念事業に係る情報提供
愛称命名	<ul style="list-style-type: none">施設への愛着感、親近感の創出	<ul style="list-style-type: none">施設コンセプトを反映しつつ、親しみやすさやオリジナリティのある愛称を募集

プレイベント開催	<ul style="list-style-type: none"> ・開催告知と施設概要の周知 ・プレイベントによる開館のアピール ・事業運営の方向性の周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の文化事業での周知活動 ・文化芸術の担い手育成等に係る取組みの推進
パンフレット製作	<ul style="list-style-type: none"> ・開館告知と施設概要の周知 ・施設利用営業、催事誘致の宣伝ツールとしての活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の所在地、アクセスの周知 ・施設の整備、開館スケジュール、コンセプト等の情報提供
インターネットによる情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外に広く施設の開館を周知 ・開館記念事業等の告知宣伝 ・SNSを活用した迅速な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、開館スケジュール等に係る情報提供 ・プレイベント、開館記念事業に係る情報提供
ポスター掲示 イベントチラシ 配布	<ul style="list-style-type: none"> ・市内外に広く施設の開館を周知 ・施設周辺地域の期待感の創出 ・開館記念事業等の告知宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・整備、開館スケジュール等に係る情報提供 ・プレイベント、開館記念事業に係る情報提供
エントランスゾーン、コアゾーンとの連携	<ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺地域の期待感の創出 ・開館記念事業等の告知宣伝 	<ul style="list-style-type: none"> ・プレイベント、開館記念事業に係る情報提供
情報誌への広告掲載	<ul style="list-style-type: none"> ・施設開館を全国的に周知 ・プロモーター等へ施設をアピール ・市内外に対する開館記念事業等の告知宣伝 ・地元出身者へのアピール 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の所在地、アクセスの周知 ・施設の整備、開館スケジュール、コンセプト等の情報提供 ・開館記念事業に係る情報提供

3 広報活動のスケジュール

本センターの開館前及び開館後における広報活動のスケジュールを、次のように検討します。

<広報宣伝のスケジュール（案）>

時期	目標	内容	具体的な取組み（例）
開館前	周知、期待感喚起	<ul style="list-style-type: none"> ・新施設が間もなく開館するということを広め、イベント等の開催により、興味と期待感を喚起 ・施設コンセプトに合致した大型催事の誘致による施設のイメージ形成 	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントの実施 ・大型催事の誘致営業 ・パンフレットやポスターの作成、配布 ・広報紙の発行やホームページの作成
開館初年度	誘導、定着	<p>開館記念事業における重点的な広報展開による、市内外から一般来場者、利用者（主催者）の誘致、リピーター創出</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・催事の誘致活動強化、継続 ・公演チラシ、ホームページの作成 ・広告、取材依頼 ・施設パンフレットの作成 ・友の会等の会員組織の設置、運営 ・施設情報紙、会員紙の発行
2年目以降	拡大、発信	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの広告宣伝の効果を踏まえ、さらに効果的な手法を検討し、より多くの一般来場者、利用者（主催者）を誘導 ・施設の運営や催事等に係る情報を定期的かつ継続的に発信 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般来場者、利用者（主催者）へのアンケート実施、分析 ・会員組織の拡大 ・施設情報紙、会員紙の継続発行

VII 収支計画

施設の収支計画については、現段階においても施設等における各要素に不確定な部分が多く、正確なシミュレーションを行うことは困難です。しかしながら、「公共施設等総合管理計画」におけるファシリティマネジメントの考え方にに基づき、中長期的な視点を持って、施設を一体的かつ効率的に運営し、持続可能性を高めていく必要があります。

1 収支の考え方

文化・交流施設は、文化芸術の創造・発信拠点として、より多くの人々が文化芸術を享受し、交流するための取組みを展開する施設であるため、効率的な運営に努めながら、公共ホールとしての役割を果たすことが求められます。また、**市民による利用を継続的に支援し、市民の文化芸術の向上を図るとともに、安定的かつ持続可能な管理運営を行う必要があるため、市による一定の公費負担が必要**になります。

一方、コンベンション・展示施設は、他都市の施設において、収入が支出を上回るケースがあるため、本センターの運営においても、**積極的な利用促進等によって、中長期的には同様の運営を目指すことが可能である**と考えられます。

2 収支内容

(1) 収入

施設の利用率向上を図るため、利用料金制を導入し、貸館の利用促進を積極的に図ります。

使用料については、他都市の事例も参考にしながら検討します。

また、市の負担を軽減する手法として、実施事業に対する文化庁等の助成金の活用や、本来の用途を妨げない範囲において、ネーミングライツ等の広告事業を検討します。

(2) 支出

清掃、点検等の維持管理業務のほか、各種事業を展開するためのスタッフの経費等が必要となります。

施設の管理運営に係る経費の一部として、収入と支出の差額分を指定管理料として支出します。

今後、施設のエレベーター、エスカレーター等設備配置、公園や連絡デッキ等周辺施設の管理経費、消費税率や経済事情等による社会情勢変化によって経費が変動することが想定されます。

<施設全体の収支イメージ>

収入	利用料金（収入）	その他収入	指定管理料（実質市負担額）		事業収入	
（内訳）	施設、備品の使用料	駐車場、広告収入等	施設運営に係る総経費から、左記の収入を差し引いた額		入場収入、興行収入	
支出	人件費	維持管理費			事業費	
（内訳）	スタッフの給与等	管理費 設備点検、清掃、警備費等	光熱水費 電気、水道、ガス代等	事務費 通信費、消耗品費等	小規模修繕の費用	指定管理者が実施する事業に係る経費

施設全体では、支出内容を十分精査し、効率的な管理運営により経費削減を行うとともに、積極的な営業活動による利用促進に努め、中長期的な展望を持った運営を進めます。